

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(五件)……………(一)
 - 都市整備局都市基盤部調整課……………(一)
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(二)
 - 環境局環境改善部化学物質対策課……………(二)
 - 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(三)
 - 環境局自然環境部計画課……………(三)
- ### 公告
- 東京都体育館の休館日の変更……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………(三)
 - 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………(四)
 - 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………(四)
 - 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………(四)
 - 東京武道館の休館日の変更……………(同)……………(五)
 - 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………(五)
 - 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………(五)
 - 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………(五)
 - 有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更……………(同)……………(五)

告示

- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同)……………(五)
- 若洲海滨公園ヨット訓練所の休館日の変更……………(同)……………(六)
- 若洲海滨公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………(同)……………(六)
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………(同)……………(六)
- 東京都障害者総合スポーツセンターの開場時間の変更……………(同)……………(七)
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………(七)
- 開発行為に関する工事完了……………(七)
- 都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課……………(七)

東京都告示第九百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月二十四日から平成三十年二月二十八日まで

東京都告示第九百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月十七日まで

東京都告示第九百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、小金井市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月三十日から平成三十年一月十七日まで

東京都告示第九百八十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、調布市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月五日から平成三十年一月十七日まで

●東京都告示第九百八十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年一月二十四日まで

●東京都告示第九百八十九号

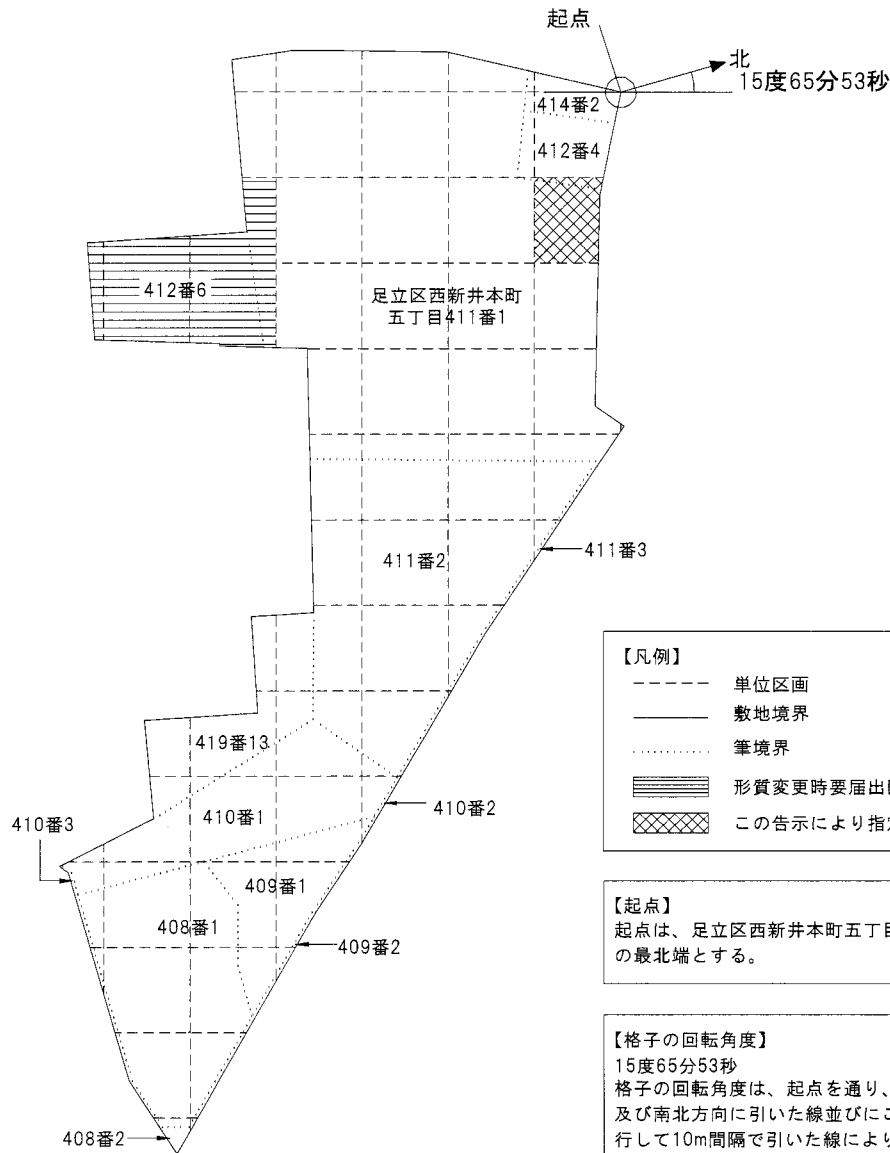
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千百七十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西新井本町五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ==== 形質変更時要届出区域
- XXXX この告示により指定を解除する区域

【起点】

起点は、足立区西新井本町五丁目414番2の最北端とする。

【格子の回転角度】

15度65分53秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般財団法人自然環境研究センター
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
理事長 大塚 柳太郎
- 四 その他
一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

公 告

東京都体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、陸上競技場及び研修室

臨時休館 平成三十年七月二日から同年九月三十日まで

(二) サブアリーナ、屋内プール、トレーニングルーム及び健康体力相談室

臨時休館 平成三十年七月一日から同年九月三十日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため、臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成三十年七月二日、同月九日、同月二十三日、同月三十日、同年八月六日、同月二十日、同月二十七日、同年九月三日、同月十日及び同月二十五日

(二) 第一球技場、第二球技場、軟式野球場及びテニスコート

平成三十年七月二日、同月九日、同年八月六日、同月二十日、同年九月三日及び同月十日

(三) 補助競技場

平成三十年七月二日、同月九日、同年八月二十日、同年九月三日及び同月十日

(四) 硬式野球場

平成三十年七月一日から同年九月三十日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館

臨時開館 平成三十年七月十七日及び同年九月十八日

臨時休館 平成三十年七月二日、同月九日、同年九月三日及び同月十日

(二) トレーニングルーム及び弓道場

臨時開館 平成三十年七月十七日及び同年九月十八日

臨時休館 平成三十年七月九日及び同年九月十日

(三) 屋内球技場

臨時開館 平成三十年七月十七日及び同年九月十八日

臨時休館 平成三十年七月二日、同月九日、同年八月六日、同年九月三日及び同月十日

(四) プール

臨時休館 平成三十年七月一日から同年九月十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。ただし、一(四)プールは、施設の老朽化により開館することが困難であるため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

- ア 平成三十年七月三十日及び同年八月二十七日 午後零時三十分から午後六時三十分まで
- イ 平成三十年九月十日から同月三十日まで 午前八時三十分から午後四時三十分まで
- ウ 平成三十年九月十八日及び同月二十五日 午後零時三十分から午後四時三十分まで
- ハ 軟式野球場

<p>ア 平成三十年七月二十三日、同月三十日、同年八月十三日及び同月二十七日</p> <p>午前八時三十分から午後零時三十分まで</p> <p>イ 平成三十年九月十日から同月三十日まで</p> <p>午前八時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>ウ 平成三十年九月十八日及び同月二十五日</p> <p>午前八時三十分から午後零時三十分まで</p> <p>(三) トレーニングルーム</p> <p>ア 平成三十年七月一日から同年九月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日</p> <p>午前九時から午後九時三十分まで</p> <p>イ 平成三十年七月一日から同年九月三十日までの一日</p> <p>(三)アの期日を除く開館日</p> <p>午前七時三十分から午後九時まで</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成三十年七月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一期日</p> <p>臨時開館 平成三十年八月二十日</p>	<p>臨時休館 平成三十年八月六日</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成三十年七月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名</p> <p>トレーニングルーム</p> <p>二期日</p> <p>平成三十年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成三十年七月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一期日</p> <p>臨時開館 平成三十年七月十七日、同年八月二十日及び同年九月十八日</p> <p>臨時休館 平成三十年七月二十三日、同年八月二十七日、同年九月十日及び同月二十五日</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成三十年七月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一期日</p> <p>平成三十年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、有明テニ</p>
--	--	--

スの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えていないものの一部を除く。)、有明コロシアム及び会議室

臨時休館 平成三十年七月一日から同年九月三十日

まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

の一部

臨時休館 平成三十年九月二十五日から同月三十日

まで

二 理由

施設設備の改修のため臨時休館する。

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の

変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)の

一部

平成三十年七月一日から同年九月二十四日まで

午前九時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十年七月二十四日、同月三十一日、同年八月七日、同月十四日、同月二十一日及び同月二十八日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成三十年七月一日、同月七日、同月八日、同月十四日から同月十六日まで、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日、同月二十九日、同年八月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同

月二十五日、同月二十六日、同年九月八日、同月九日、同月十五日から同月十七日まで、同月二十二日から同月二十四日まで、同月二十九日及び同月三十日

二 開場時間

午前八時から午後六時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、会議室及び多目的スペース

臨時開館 平成三十年七月十七日、同年八月二十日及び同年九月十八日

臨時休館 平成三十年八月十六日及び同年九月六日

(二) サブアリーナ、屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成三十年七月十七日、同年八月二十日及び同年九月十八日

臨時休館 平成三十年七月十一日、同年八月十六日及び同年九月六日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの開場時間の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第六条第三項の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの開場時間を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日及び開場時間

平成三十年七月一日

午前九時から午後五時まで

二 理由

イベント開催のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開業

平成三十年七月十一日、同月十七日、同年八月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日、同月二十九日、同年九月十二日、同月十九日、同月二十五日及び同月二十六日

臨時休業

平成三十年七月八日、同月十四日、同年八月十日から同月十二日まで、同月二十四日から同月二十六日まで及び同年九月二十日から同月二十二日まで

二 理由

使用者の利便性向上のため臨時開業し、使用者の安全を確保するため臨時休業する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市北原町三丁目二千六百五十四番四、同番二十一、同番二十三、同番二十四、同番二十七から同番二十九まで及び同番三十一
小平市学園東町一丁目五十二番六
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克
小平市御幸町三十六番、同番地先及び三十七番一から同番三まで
杉並区宮前一丁目十五番十
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 平塚 寛之
東村山市野口町三丁目十番八、同番十七及び同番五十三の各
地十七

一部

小島 貢

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001